



1月17日 山の神祭り

ふじてん駐車場南の山林に「山の神」が祀られている石祠があります。「山の神」は、山を治める神として全国津々浦々で祀られており、本村でも山林での仕事の豊裕や安全、家内安全を祈願し奉祀されています。

村の歴史や文化を守るため、毎年1月17日に議員をはじめ第一区長や崇敬者の方々が参列し、祭典が執り行われています。

2017
No.27

平成29年2月1日発行

12月定例会

- 一般会計補正1442万円、介護予防支援事業特別会計補正331万円ほか **介護予防支援システムの導入費を可決**など…………… P2~6
- 村内の工事現場などを視察…………… P7
- 委員会活動 補正予算をチェック! (予算決算常任委員会)…………… P8
- 委員会活動「現場の声」を吸い上げ (総務教育厚生常任委員会) …… P9
- 一般質問 村政を問う!! [3議員が登壇]…………… P10~11
- 議会要望事項の回答など (全員協議会)…………… P12~13
- 村民の声「我ら『なるさわッショイ!!』」…………… P14

介護予防支援システムの導入費を可決

今定例会では6件の補正予算をはじめ、条例の制定など合計16議案が提案され、慎重に審議した結果、いずれも賛成全員にて原案可決しました。

補正予算の審議では、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画等を作成するためのシステム導入費などが可決されました。(詳細はP8)

また、会期中には、全員協議会を開催し、昨年9月に議会から村長へ提出した

要望事項の回答を執行部から受けたほか、村道等の工事現場を視察し、工事の進み具合や完成した現場の状況などを確認しました。(詳細はP7・12～13)

一般質問には3名の議員が登壇し、小学生の学力向上対策や、免許証の自主返納者への支援、国道交差点での事故防止対策など、さまざまな角度から村の姿勢を問いただしました。(詳細はP10～11)



介護予防事業の一環である「お気軽フィットネス」で生き生きと元気に介護予防！

一般会計 1442万円を追加し、 予算総額は19億9209万円に

おもな使いみち

●人件費	466万円
●介護予防支援事業特別会計繰出金	331万円
●介護保険特別会計繰出金	194万円
●公会計整備事業（固定資産台帳整備）	151万円
●保育所運営事業 （保育給付費委託料、償還金）	150万円
●共通電算機整備・管理事業 （社会保障・税番号制度システム改修）	54万円
●村税徴収事業（滞納整理事務）	52万円

●生活バス路線等維持費補助金	41万円
●山道ホール維持管理事業 （浄化槽ブロアーポンプ交換）	27万円
●消防施設等整備・管理事業 （消防車両バックカメラ及びモニター）	19万円

おもな財源

●地方交付税	957万円
●繰越金 純繰越金	337万円
●県補助金 やまなし子育て応援事業補助金	120万円

国民健康保険特別会計

5万円を追加し、 予算総額は5億3507万円に

使いみち

●人件費	5万円
------	-----

財源

●一般会計繰入金	5万円
----------	-----

簡易水道特別会計

5万円を追加し、 予算総額は1億3091万円に

使いみち

●人件費	5万円
------	-----

財源

●水道使用料	5万円
--------	-----

(万円以下四捨五入)



介護保険特別会計

1077万円を追加し、
予算総額は2億6051万円に

使いみち

●居宅介護サービス給付事業	950万円
●介護保険運営事務諸費 (住民情報システム改修)	102万円
●人件費	16万円
●介護予防事業費 (ご当地体操コンテスト参加)	9万円

財源

●支払基金交付金 介護給付費交付金	266万円
----------------------	-------

繰越金

前年度繰越金	257万円
●一般会計繰入金	194万円
●国庫負担金 介護給付費負担金	190万円
●県負担金 介護給付費負担金	119万円
●国庫補助金 住民情報システム改修費補助金	51万円

介護予防支援事業特別会計

331万円を追加し、
予算総額は374万円に

使いみち

●介護予防支援システム導入費	331万円
----------------	-------

財源

●一般会計繰入金 介護予防運営事務諸費繰入金	331万円
---------------------------	-------

後期高齢者医療特別会計

4万円を追加し、
予算総額は4227万円に

使いみち

●人件費	4万円
------	-----

財源

●一般会計繰入金	4万円
----------	-----

(万円以下四捨五入)

条例改正など

職員の勤勉手当を 平均0.1月引き上げ

職員給与条例の一部改正

平成28年度の人事院勧告並びに一般職の国家公務員及び山梨県職員の給与改定等に伴い、職員の勤勉手当を0.1月引き上げるなどしました。

要介護者を扶養する職員 の時間外勤務等を制限

職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部改正

主な改正内容は、育児休業の対象となる子の範囲の拡大や、要介護者を扶養する村職員への勤務時間制限の適用、休暇取得方法の拡充などです。

育児休業を認定する 子どもの年齢の範囲を拡大

職員の育児休業等に関する 条例の一部改正

主な改正内容は、育児休業を認定する子の年齢の範囲拡大や、非常勤職員の部分休業の承認に介護時間を加える、などです。

村所有の土地や 建物の使用料等を規定

行政財産使用料条例の制定

庁舎、公民館、公園などの行政財産の使用にあたり、地方自治法第225条の規定に基づき徴収する使用料に関し必要な事項を新たに決めました。

特例適用の利子・配当等 所得を分離課税に

税条例の一部改正

主な改正内容は、外国との相互主義に基づく二重課税を排除するため、特例適用利子・配当等所得を分離課税とするものです。

特例適用利子・配当等所得 の額を総所得金額に加算

国民健康保険税条例の一部を改正

主な改正内容は、村民税で分離課税される特例適用利子及び配当の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

「基本構想の策定」を議会の議決すべき事件として規定

地方自治法第96条第2項の規程により議会の議決すべき 事件に関する条例の一部改正

本村の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針として策定される基本構想(※)について、その重要性から、議会の議決すべき事件として規定する改正を行いました。

※基本構想

自治体の行政運営の基本的な方向性を定める「総合計画」のなかで掲げられる、自治体の将来目標や基本的施策。